



# わたしたちの 国民健康保険

問 (市)医療保険課 国民健康保険係

## ●国民健康保険とは

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、都道府県と市区町村が共同で運営している公的医療保険です。

三木市の人口は約77,000人。そのうちの約2割にあたる17,500人が国民健康保険の加入者です。職場の健康保険に加入している方や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方以外は、すべての方が国民健康保険に加入しなくてはなりません。現在お勤めされている方も、退職された場合などは、国民健康保険に加入する必要があります。

わたしたちの国民健康保険。利用するのも、支えていくのも、わたしたちです。一人一人が自身の健康への関心を高め、制度や財政状況への理解を深めることにより、健全に国民健康保険が運営できるよう、ご協力をお願いします。

## ●国民健康保険税の内容

保険税は、皆さんが受ける保険の給付などに使われる大切な財源です。必ず納期限内に納めましょう。保険税を納める義務は世帯主にあり、納める保険税の内容は次のとおりです。

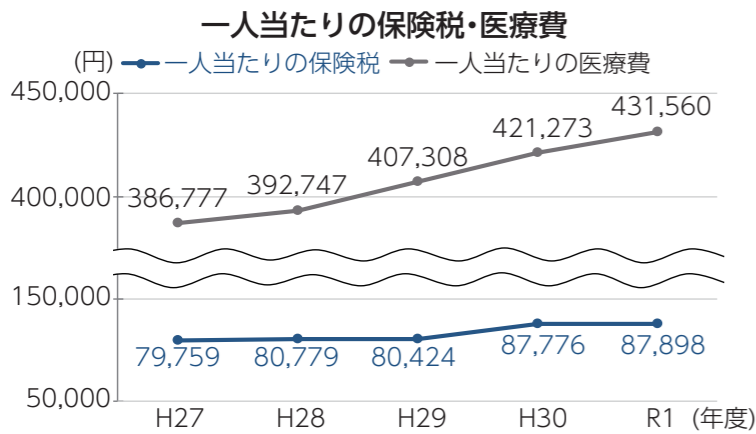
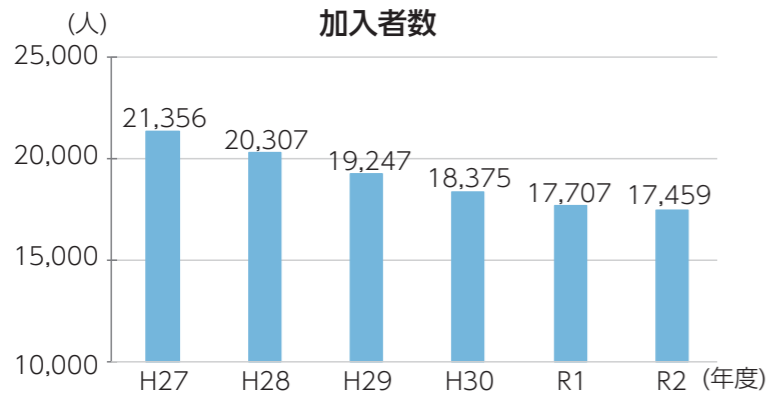
年齢区分	納める保険税		
40歳未満の人	医療保険分※1	後期高齢者支援金分※2	
40歳以上65歳未満の人 (介護保険の第2号被保険者)	医療保険分※1	後期高齢者支援金分※2	介護保険分※3
65歳以上75歳未満の人 (介護保険の第1号被保険者)	医療保険分※1	後期高齢者支援金分※2	※介護保険料は別に納めていただきます。

- ※1 医療保険分：被保険者が診療を受けたときの医療費の支払いに充てるものです。  
【計算方法】所得割(6.5%) + 均等割(25,000円×人数) + 平等割(20,000円) [最高限度額：630,000円]
- ※2 後期高齢者支援金分：75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度を支えるために充てるものです。  
【計算方法】所得割(2.3%) + 均等割(9,000円×人数) + 平等割(7,000円) [最高限度額：190,000円]
- ※3 介護保険分：介護保険制度を支えるために充てるものです。40歳以上の方が加入する介護保険の保険料は、64歳までは加入している各健康保険の保険料(税)に含まれます。  
【計算方法】所得割(2.0%) + 均等割(8,000円×人数(40歳以上)) + 平等割(6,000円) [最高限度額：170,000円]

## ●市国保財政の現状

市の国民健康保険の財政状況は、加入者の急激な減少などにより保険税の収入が見込み額を大きく下回っています。令和元年度は約2億円の赤字となり、不足分を翌年度会計から繰り上げて補っています。

年金の受給年齢の引き上げなどの理由から、60歳以降も働く方が



増え、引き続き社会保険に加入されるなどの理由により、国保加入者が減少していますが、一人当たりの医療費は年々増加しており、今後も収入と支出のギャップ(赤字)が続く厳しい財政状況が予測されます。

このように、国保財政の改善は市として早急に検討していかねればならない大きな課題となっています。

## 市民の皆さんにお願いすること

### ●健康づくりに取り組みましょう

日頃から適度な運動と休養、バランスのとれた食事で健康を保持・増進しましょう。

皆さんの日々の健康づくりの活動の取り組みをポイント制にした健康ポイント事業に参加すると、ポイントに応じた商品と交換できます。



▲健康ポイント事業の詳細はこちら

### ●特定健診を受診しましょう

病気の早期発見・早期治療は重症化の予防につながり、医療費などの負担が減ります。

「面倒だから」、「自分に限って」、「まだまだ大丈夫」と過信せず、自分のために定期的に健診を受診しましょう。

### ●重複受診は控えましょう

同じ病気で複数の医療機関にかかると同様の検査や処置が行われ、薬も二重に処方されるなど医療費がかさみ、からだの負担にもなります。信頼できるかかりつけ医を持ちましょう。

